

**「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第1回）」  
議事要旨**

**○日時**

令和4年10月17日（月）18時00分～20時00分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、興津征雄委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

**○オブザーバー**

山梨県 雨宮俊彦環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 黄木伸一気候変動対策局 局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

**○関係省庁**

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

**○事務局**

能村新エネルギー課長

**○議題**

- （1）資料3 再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けて

**委員からの主な意見は以下の通り。**

- ・ 行政法には、行政から私人の自由や権利の侵害を保護する法目的があり、自由や権利の侵害になる規制行政は必要最小限に留めることが原則。他方、FIT・FIP制度については、私人に付与する特典を利用させる資格があるかという議論になる点で、純粋な権利や自由の侵害とは別の捉え方ができる。

- ・ 違反事業者に対する交付金を留保するということは、制度目的に即して、FIT・FIP制度を利用させる資格があるかという観点からある程度柔軟に判断することができ、規制最小限の原則がそのまま当てはまらないということもできる。今後制度設計をする際に、行政法の観点からは、権利や自由の制限と、制度のメリットを付与するかどうかという観点とを分けて考えるとよい。
- ・ 関係法令の許認可取得を申請要件にすることは十分理解できるが、今後事業者側のニーズや言い分も聞く場を設定すべき。関係法令遵守が問題になる際には、条例を含め、何を遵守すべきかが不明確な側面があるのであれば、修正することを検討していくべき。
- ・ 違反状態における交付金留保の方向性は合理的だが、既存の電源を活用していくこととの関係でも、卒FIT・卒FIPの案件にはどのように事業規律をかけていくか、全体的に考えていく必要がある。廃棄等費用積立制度も同様であり、パネルを新たに設置し既存電源を活用する際、既に積み立てている分の利用を認めるのか、新たに設置したパネルの積み立てをどう担保するのか、交付期間が終了に迫っている時にはどうすればよいのか、事業者側のニーズも聞きながら、バランスのとれた事業規律を設計できるとよい。
- ・ 関係法令の許認可取得を認定申請要件とすることについて、例えば都市計画法では、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。」となっている。ある行為Aを求める場合、他の行為Bが必要とされる理由は、Aの行為の目的の達成のためにも必要であり、Bの行為の達成のためにも必要。二つの行為それぞれにとって、リンクさせることが必要であることが、二つの行為をリンクさせることを正当化させている。
- ・ 再生可能エネルギー特別措置法の認定申請の前提として、例えば、林地開発許可が必要な地域であれば、林地開発許可を、盛土規制法の許可・届出が必要な地域であれば、当該許可・届出を求めるのは、認定と林地開発許可等の目的にとって必要なことであるように思われる。認定とそれに先行して必要となる許可等をリンクさせる合理性がある一方、リンクさせることによる現実的影響も考える必要がある。パブコメでも懸念が示されており、認定と許可等をリンクさせる制度の導入にあたっては、投資意欲や導入スピードへの負の影響が及ぶ可能性にも配慮しつつ、各電源の実情も踏まえて検討すべき。

- ・ 認定事業者以外の関係者が法令違反を犯した際の責任の明確化については、通常、外注先等が法令違反をした際、認定事業者が責任を負うかがどうかは個別の事案によるため難しい問題。認定計画に記載する事業実施体制で外部事業者への発注を前提としているのであれば、認定事業者以外の関係者が法令違反を犯した場合、認定事業者は認定計画に従って事業を遂行していないことにつき責任追及できる可能性がある。しかし、認定計画に実施体制全体を書かせることは、青写真段階から、委託先を全て明確化し契約締結に至っていることが必要になるため、実務的に難しいのでは。責任の明確化の必要性は高いが、制度設計は慎重に行われるべき。
- ・ 土地開発前の対応について議論する上では、行政手続の順番やタイミングが重要。運開に近づくほど事業者にとって改善が大変であり、なるべく早い段階で改善を促し是正する仕組みが必要。一方、計画段階では具体性が低く、確認が困難となる。誰が何のリスクをチェックしていくか行政側の視点で整理すべき。
- ・ 発電容量や発電設備、設置場所ごとに分類し、幅があることも資料で整理していただけだと議論しやすい。
- ・ 電気事業法では 2MW が工事計画届出対象だが、使用前自己確認も拡大されており、竣工時の確認などのタイミングについて委員の中で共通認識を持てるとよい。
- ・ 運転開始後の違反案件への対応について、設備を物理的に停止することは困難であるため、買取費用の支払いを利用することは有効。電氣的に安全上の疑義がある場合は、再生可能エネルギー特別措置法に関係なく停止した方がよい。留保とともに速やかな是正のための対応を考える必要がある。
- ・ 留保のタイミングに関しては、完全に違反認定するまでは行政コストがかかるため、指導・助言等のタイミングで発動できるかが大きな議論になるのではないか。
- ・ リパワリングの廃棄コストも課題だが、交換したものをすぐ廃棄するわけではないとすると、非 FIT・非 FIP についても、再生可能エネルギー特別措置法外でどう対応すべきなのか、同様の課題が生じる。
- ・ 増設・更新時の関連法令との関係では、一度林地開発許可の対象を外れると林地開発許可での対応は難しい。電気事業法は廃棄直前まで見ているが、許可時における林地開発許可の観点をどの法令で対応できるか、人材がいるのか、省庁横断で考えるべき。
- ・ 設備の廃棄について、ピークに合わせた対応が必要であり、35-36 年をピークにその後ピークアウトし安定するとすれば、廃棄費用が平準化されていない可能性がある。

り、リサイクル設備の投資のタイミングが難しくなる。廃棄量の分散のため、各システムの寿命を延ばすことを促しつつ、処理業者の設備投資との関係でも、廃棄量を把握し、一時保管が可能な仕組みや処理エリアを分散できる仕組みを考えていくべき。一般の廃棄物にも共通する課題であり、環境省とも連携し整理することが必要。

- ・ 責任の明確化は重要だが、基本的には発電事業者の責任が原則。不具合やトラブルは EPC の設計に由来するところも大きい。他方、だからと言って設計者責任を負わせることは太陽光発電の収支構造を踏まえるとやや過剰。発電事業者がしっかりと EPC を選定することが入口。一方、規模が小さいほど発電事業者と EPC の情報の非対称性があるため、良い EPC や OM 事業者を分かり易く見せていくことも重要。今後の市場規模や事業形態、それぞれのプレーヤーがどう実施していくか整理できるとよい。例えば今後発電事業者もしくは EPC 側が集約化していくのか、不特定多数のままでいくのか、市場動向によっては考え方が変わってくる。EPC なら資格のホワイトリスト化もあるが、法令上の位置づけを議論するには早いため、まずは民間の取組を推進していくことも重要。
- ・ 非 FIT・非 FIP への対応については、再生可能エネルギー特別措置法で既に課した規制を整理し、類似のどの法令で対応できるか考えられるとよい。
- ・ 事業規律は大量導入の大前提。立地状況に応じた手続強化はしっかりと進めてほしい。乱開発による立地は国民負担により支援されるべきものなのか考える必要。一方、規律と導入を両立するバランスも重要。メリハリのある再エネ導入を進める観点から、環境省の促進区域との連携を通じ検討を深めてほしい。
- ・ 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設については、違反状態にある案件は国民負担により支援される要件を満たさないものとして、交付金の留保等が必要。他方、違反案件の早期解消に向けたインセンティブ設計も熟慮する必要がある。例えば、違反解消後一部の留保金を取戻せる仕組み等も検討してほしい。
- ・ 地域とのコミュニケーション要件化について、電源種や規模に応じて必要となる現実的な対応が異なる。今後具体的にどのような案件でどのようなコミュニケーションを促していくのか、事務局で提示してほしい。
- ・ 自治体の役割について、長野県では林地でのメガソーラーに係るトラブルや不安の声があり、県と市町村の連絡会議で太陽光の適正な推進に向けた協議が行われ、県は市町村の対応マニュアルを作成。トラブルが起きる前に、再エネ事業の在り方を

県として定めており、例えば大規模案件は県が対応し、小規模案件は市町村が対応するなど役割分担を明確化することが考えられるのではないかと。

- ・ 自治体に対して助成制度を適用できないか。例えば、マイクログリッド構築のための助成等、積極的に推進している自治体や地域に、温対法だけでなく、より早く導入するベネフィットが見える仕組みがあるとよい。
- ・ 自治体による対応について、各地の条例策定が早いスピードで進んでおり、極端に消極的なものがニュースになりやすく、昨今、自治体における課税の仕組みも散見される。また、住民の反対意向に沿う形での、自治体の長の発言や行為もあるが、あくまで地域の問題にどこまで取り組まれているかが重要。山梨県富士河口湖や静岡県伊東市の訴訟の事例もあるが、訴訟は時間も社会的コストもかかるため、できるだけ事前にクリアできるような仕組みを目指したい。
- ・ 風力発電について、海外では、特にブレード等の廃棄物量の具体的数値が示されている。日本でも、太陽光だけでなく風力についても、スマートな廃棄、回収、次期発電に繋げる方策、ブレード等の運搬の問題を検討していきたい。
- ・ 大量導入のためにこそ適正な規律が必要であるという議論をしていくことが必要。再生可能エネルギー特別措置法だけではなく、関係法令含め全体でいかに卒FIT・卒FIP電源に適正な規律をかけていくかが重要。
- ・ 土地開発前の立地状況等に応じた手続強化は議論が必要な論点だが、これまで再エネ施策の中、認定段階で全ての許認可取得を求めて来なかった理由は、様々な制度があり迅速に進めることができなかったため。林地開発許可や盛土規制法等の土地開発規制については、開発が進むと元に戻すことが困難であるため、しっかりとした対応が必要。どの許認可が適正な規律が必要なものとみるかという点が重要。電源によっても異なるため、丁寧な議論が必要。
- ・ パネルの出力増加時のルール見直しについては、買取終了の10年前からパネルの増設・廃棄が行われる場合、解体等積立制度の論点は別途議論が必要になるが、実際にリサイクル業者まで繋げる回収のルートを作っていくことが重要。関係法令として、廃掃法等での対応についても論点となる。
- ・ 違法状態における売電収入の扱い等、違反状態の是正のために必要な措置は重要な論点。他方、法的にも詰めなければならない事項のため、しっかり議論ができるとよい。

オブザーバーからの主な意見は以下の通り。

- ・ 買取義務者の視点からは、違反時の交付金保留に係る新たな仕組みを導入する際は、買取義務者に負担が発生しないための制度を検討してほしい。
- ・ 太陽光パネル出力増加時のルール見直しについて、再エネの長期電源を促す観点から、事務局提案の方向性は有用。他方、価格設定が加重平均となり、更新増設を行った設備ごとにより買取単価が個別に設定される場合、買取義務者におけるシステム改修等の準備スケジュールも考慮の上検討を進めてほしい。
- ・ 2030 年代半ば以降に大量発生が見込まれるパネルの廃棄・リサイクルは重要な課題。特に九州エリアでは太陽光がどんどん導入されており、廃棄問題が最初に来ると考えており、地域情勢上も大きな課題。我が国におけるパネルの処理能力の実態を踏まえた検討をお願いしたい。
- ・ 実効性のある措置にするためにも、的確な業務運営の観点も考慮して検討してほしい。膨大な数の事業者や設備が存在する中、規律違反をどのように検知するのか、速やかな対応を実現するための課題といった視点を含め議論をお願いしたい。
- ・ 山梨県では、林地開発許可後に指定通りに防災工事が行われずそのまま売電されていた事例があったことを踏まえると、関係法令の違反状態における交付金留保措置は大変有効。
- ・ 長期電源化を考えると卒 FIT 後や非 FIT・非 FIP の規律をどのように確保していくかも課題。
- ・ 林地開発許可では、簡易検査終了後は規制対象外になるため、その後の適正な維持管理をいかに図っていくかについて議論いただきたい。
- ・ 山梨県では、昨年太陽光条例を策定し、設置から廃止までトータルで適正な維持管理をすることとしている。条例だけでなく全国一律での規制を議論いただきたい。

<事務局>

- ・ 非 FIT・非 FIP の経済性・事業性については、足元では PPA 契約等の取組も進んでおり、国も補助金を通じ支援。国の補助金の対象となる場合は、再生可能エネルギー特別措置法と同様の事業規律を確保することとしている。
- ・ 再生可能エネルギー特別措置法を中心にしつつ、関係法令との連携を含め全体の事業規律について議論させていただきたい。
- ・ 本日の指摘を踏まえ、論点を整理していく。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365